平成16年4月1日 福大医規程第12号

(趣旨)

第1条 福井大学医学部(以下「本学部」という。) に関する事項は、福井大学学則(平成16年福大学則 第1号。以下「学則」という。)に定めるもののほ か、この規程の定めるところによる。

### (教育研究上の目的)

- 第2条 本学部は、理念に基づき、人間形成を基盤に 生命尊重を第一義とする医の心の態度を体得すると ともに、世界水準の医学および看護学の知識と技能 を修得し、地域社会や国際社会で活躍できる医療人 および研究者を育成する。
- 2 本学部に、医学科及び看護学科を置き、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

### 医学科

確かな知識と技能に基づく質の高い臨床能力と、 生命尊重を第一義とする共感力と倫理観を有し、根 拠に立脚した患者中心の医療を実践できる医師や、 医学の進展に貢献する高い能力を身につけた医学研 究者を育成し、医学・医療の進歩を通じて社会に貢献することを目的とする。

# 看護学科

高い倫理観と良識ある人間性を有し、科学的根拠に基づいた看護を実践でき、知識・技能を生涯にわたり修得し続ける高度専門職業人を育成し、看護学の発展と地域社会に貢献することを目的とする。

(修業年限)

- 第3条 修業年限は、医学科にあっては6年、看護学 科にあっては4年とする。
- 2 前項の規定にかかわらず,医学科の第2年次に編 入学した者の修業年限は5年とする。

(在学期間)

- 第4条 医学科の在学期間は、第1年次から第4年次までについては各学年で2年、第5年次及び第6年次については通算して3年を限度とする。ただし、特別の理由がある場合は通算して在学期間11年(第2年次に編入学した者は9年)を限度とし、各期間の延長を認めることがある。
- 2 看護学科の在学期間は,第1年次,第2年次は各 学年で2年,第3年次及び第4年次については通算 して4年を限度とする。ただし,特別の理由がある 場合は通算して在学期間8年を限度とし,各期間の 延長を認めることがある。

(医学科の再入学、編入学及び転入学)

- 第5条 次の各号のいずれかに該当する者で,医学科に入学を志願する者があるときは,欠員のある場合に限り,選考の上,医学科の相当の年次に入学を許可することがある。
  - (1) 本学部医学科を中途退学した者
  - (2) 他の大学の医学部医学科を中途退学した者
  - (3) 他の大学の医学部医学科に在学する者
- 2 前項第1号に該当する者で、本学の医学科に4年 以上在学し、引き続き大学院(医学系博士課程)に 進学した者が再入学を志願する場合は、選考の上、 相当の年次に入学を許可することがある。

(看護学科の再入学及び転入学)

- 第6条 次の各号のいずれかに該当する者で、看護学科に入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、看護学科の相当の年次に入学を許可することがある。
  - (1) 本学部看護学科を中途退学した者
  - (2) 他の大学を卒業した者
  - (3) 他の大学に在学する者

(教育課程)

- 第7条 医学科の授業科目は,共通教育科目及び専門 教育科目とする。
- 2 看護学科の授業科目は,共通教育科目,専門基礎 科目及び専門科目とする。
- 3 共通教育科目の単位及び履修方法等については、 福井大学共通教育履修規程に定めるところによる。
- 4 医学科の専門教育科目並びに看護学科の専門基礎 科目及び専門科目の単位及び履修方法等に関し必要 な事項は、別に定める。

# 第8条 削除

(成績の評価)

第9条 試験その他の審査による成績の評価については、評価又は評価点をもって表し、合否の認定は、次の表に掲げる基準により行う。ただし、再試験による評価は、60点以下とする。

評価	評価点	評価基準	認定
秀	100点~90点	目標を十分に達成し, きわめ て優秀な成果を挙げている	
優	89点~80点	目標を十分に達成している	合格
良	79点~70点	目標を概ね達成している	
可	69点~60点	目標を最低限達成している	
不可	59点~0点	目標を達成していない	不合格

(卒業及び学位の授与)

- 第10条 学則第27条に規定する修業年限以上在学し, 別に定める要件を満たした者に対し,本学部教授会 の議を経て,学長が卒業を認定する。
- 2 前項の卒業を認定した者に福井大学学位規程(平成16年福大規程第30号)の定めるところにより,学士の学位を授与する。

(他学部における授業科目の履修)

**第11条** 学生が他学部の授業科目を履修することに関し必要な事項は別に定める。

(他学部学生の履修)

第12条 他学部の学生が本学部の授業科目を履修する ことに関し必要な事項は別に定める。

(関連教育病院等)

- 第13条 医学科及び看護学科における臨床教育を充実するため、必要に応じて関連教育病院等を定め、当該病院において学生に専門科目に必要な臨床実習の一部を行なわせるものとする。
- 2 関連教育病院等に関し必要な事項は、別に定める。

### 附則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第10条第3項の規定にかかわらず、平成16年度及 び平成17年度に医学部看護学科第3年次に編入学す る学生にあっては、124単位を修得するものとする。
- 3 学則附則第2項の規定に基づき,平成16年3月31 日以前に福井医科大学に入学した学生又は編入学し た学生についてはこの規程の規定を準用する。この 場合において,医学部看護学科に入学した学生又は 同学科の第3年次に編入学した学生の履修単位につ いては,第10条第3項本文中「126単位」とあるの は「124単位」と読み替えるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、平成15年3月31日以前 に福井医科大学医学部医学科に入学した学生又は平 成16年3月31日以前に同学科の第2年次後期に編入 学した学生の第6条に規定する在学期間並びに第10 条第1項及び第2項に規定する履修単位及び授業時 間数については、別に定める。

附 則 (平成17年1月20日福大医規程第2号)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月17日福大医規程第2号)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の福井大学医学部規程第10 条第1項の規定については、平成17年度に入学した 学生から適用する。

附 則 (平成19年3月1日福大医規程第2号)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の福井大学医学部規程第10

条第1項の規定については、平成18年度に入学した 学生から、同条第2項の規定については、平成19年 度に編入学した学生から適用する。

附 則 (平成20年12月19日福大医規程第8号)

- 1 この規程は、平成20年12月19日から施行する。
- 2 平成20年度以前の入学者及び平成21年度以前の編入学者が履修しなければならない専門教育科目の授業時間数は、この規程による改正後の福井大学医学部規程第10条第1項及び第2項の規定にかかわらず、この規程の施行日の前日に当該学生に適用される時間数から90時間を減じた時間数とする。

**附 則**(平成21年2月19日福大医規程第1号)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月5日福大医規程第2号)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の福井大学医学部規程第3 条第1項に規定する地域プライマリケア講座は、平 成24年3月31日まで存続するものとする。

附 則 (平成22年3月4日福大医規程第2号)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の福井大学医学部規程第3 条第1項に規定する地域医療推進講座は、平成26年 3月31日まで存続するものとする。

附 則(平成24年1月19日福大医規程第1号)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の福井大学医学部規程第10 条第1項の規定については、平成24年度に入学した 学生から、同条第2項の規定については、平成25年 度に編入学した学生から適用する。

附 則 (平成24年3月15日福大医規程第11号)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の福井大学医学部規程第3 条第1項に規定する地域プライマリケア講座は、平 成27年3月31日まで存続するものとする。

附 則(平成24年9月20日福大医規程第9号)

- 1 この規程は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の福井大学医学部規程第3 条第1項に規定する腫瘍病態治療学講座は,平成29 年3月31日まで存続するものとする。

附 則 (平成25年2月21日福大医規程第1号)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の福井大学医学部規程第3 条第1項に規定する地域高度医療推進講座は,平成 28年3月31日まで存続するものとする。

附 則 (平成25年10月16日福大医規程第4号)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の福井大学医学部規程第6 条第2項の規定については、平成26年3月31日以前

に入学した学生は、この規程にかかわらず、なお従 前の例による。

**附 則**(平成26年9月18日福大医規程第3号)

- 1 この規程中第3条第1項については平成26年10月 1日から,第5条第2項,第6条第2項及び第8条 については、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の福井大学医学部規程第3 条第1項に規定する心臓血管病先進治療学講座は, 平成29年9月30日まで存続するものとする。
- 3 平成27年3月31日以前に医学部看護学科の第3年 次に編入学した学生は、この規程にかかわらず、な お従前の例による。

附 則 (平成27年3月19日福大医規程第7号)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の福井大学医学部規程第3 条第1項に規定する地域プライマリケア講座は,平 成30年3月31日まで存続するものとする。
- 3 この規程による改正後の福井大学医学部規程第3 条第1項に規定するがん専門医育成推進講座は,平 成32年3月31日まで存続するものとする。
- 4 平成24年3月31日以前に入学した学生又は平成25年3月31日以前に医学科第2年次及び平成26年3月31日以前に看護学科第3年次に編入学した学生は、 改正後の福井大学医学部規程第11条の規定にかかわ

らず、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月17日福大医規程第3号)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日以前に入学した学生又は平成29年3月31日以前に医学科第2年次に編入学した学生は、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成28年7月20日福大規程第95号)

- 1 この規程は、平成28年7月20日施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 平成28年3月31日以前に入学した学生又は平成29年3月31日以前に医学科第2年次に編入学した学生は、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成30年3月20日福大規程第29号)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日以前に入学した者及び当該者の 属する年次に編入学した者は、なお従前の例による。

**附 則**(平成31年2月21日福大規程第10号)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日以前に入学した者及び当該者の 属する年次に編入学した者は、なお従前の例による。

**附 則**(令和2年2月19日福大規程第36号)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日以前に入学した者及び当該者の 属する年次に編入学した者は、なお従前の例による。